

CASBEE 評価認証業務手数料規程		頁 No.1 / 2
		CASR-03-10
2008年 7月 1 日制定	2024年3月5日改訂	2024年4月1日施行

（趣 旨）

第1条 本規程は、一般財団法人日本建築センター（以下「財団」という。）が定めた CASBEE 評価認証業務規程（以下「業務規程」という。）第17条の規定に基づき、財団が実施する評価認証に係る手数料に関し、必要な事項を定めるものである。

（評価認証手数料）

第2条 財団は、業務規程第7条に基づいて評価認証の申請を引受けたときは、業務規程第5条第2項の評価認証を行う区分に応じ、次の各号に掲げる額の評価認証手数料の請求書を申請者に対して発行する。なお、手数料等には消費税を含むものとする。

一 業務規程第6条第一号による評価認証（建築評価）（い）

下表による

申請建築物の 延べ面積	用途	手数料
2,000㎡未満	—	事前相談の上、見積もりにて対応
2,000㎡以上 10,000㎡未満	単一用途	550,000円
	複合用途	上記の金額に1用途増える毎に176,000円を加算した額
10,000㎡以上 50,000㎡未満	単一用途	682,000円
	複合用途	上記の金額に1用途増える毎に220,000円を加算した額
50,000㎡以上 100,000㎡未満	単一用途	803,000円
	複合用途	上記の金額に1用途増える毎に253,000円を加算した額
100,000㎡以上	単一用途	946,000円
	複合用途	上記の金額に1用途増える毎に253,000円を加算した額

二 業務規程第6条第二号による評価認証（不動産評価）

下表による

主用途部分の 延べ面積	用途	手数料
10,000㎡未満	単一用途	110,000円
	複合用途	上記の金額に1用途増える毎に55,000円を加算した額
10,000㎡以上 50,000㎡未満	単一用途	165,000円
	複合用途	上記の金額に1用途増える毎に82,500円を加算した額
50,000㎡以上	単一用途	220,000円
	複合用途	上記の金額に1用途増える毎に110,000円を加算した額

三 業務規程第6条第三号による評価認証（ウェルネスオフィス評価）（い）

（1）業務規程第6条第三号による評価認証は下表による

評価対象範囲の延べ面積	手数料
2,000㎡未満	363,000円
2,000㎡以上 10,000㎡未満	484,000円

CASBEE評価認証業務手数料規程		頁 No.2/2
		CASR-03-10
2008年 7月 1日制定	2024年3月5日改訂	2024年4月1日施行

10,000㎡以上 50,000㎡未満	605,000円
50,000㎡以上 100,000㎡未満	726,000円
100,000㎡以上	847,000円

(2) 評価パターン1（テナントビルの募集時（新築時、運用時）、テナントビルのブランディング）で認証を受けた物件が、有効期間中に評価パターン2（テナントビルへのテナント入居時（新築時、運用時）、テナント組織のブランディング）又は評価パターン3（自社ビル、本社ビル等のブランディング、テナントビルのブランディング）で再度認証を受ける場合は、（1）の70%の額とする。

(3) 評価パターン2（テナントビルへのテナント入居時（新築時、運用時）、テナント組織のブランディング）による評価で、テナント数が2以上の場合は、（1）の額によらず別途見積もりとする。

(4) 認証有効期限に達する物件を更新する場合は、（1）の70%の額とする。（い）

2 認証業務が効率的に実施できると財団が判断した場合は、前項に掲げる金額を減額して適用することができる。

（現地調査手数料）

第3条 財団は、業務規程第8条第1項の規定に基づいて選任評価員及び関係者が現地調査を行った場合、財団が当該現地調査に要した額の現地調査手数料の請求書を申請者に対して発行するものとする。

（再交付手数料）

第4条 財団は、業務規程第16条に基づいて認証書等の再発行の申請を受けたときは、11,000円の再交付手数料に係る請求書を申請者に対して発行するものとする。

（納入の方法）

第5条 申請者は、前3条に係る手数料を指定期日までに財団の指定する金融機関へ振込により納入する。ただし、申請者の要望により財団が認める場合は、別の納入方法によることができる。

2 前項の振込みに要する費用は、申請者の負担とする。

（附則）この規程は、2008年7月1日より施行する。

（附則）この規程は、2010年11月1日より施行する。

（附則）この規程は、2013年9月5日より施行する。

（附則）この規程は、2013年12月5日より施行する。

（附則）この規程は、2017年4月1日より施行する。

（附則）この規程は、2021年4月1日より施行する。

（附則）この規程は、2021年10月1日より施行する。

（附則）この規程は、2024年4月1日より施行する。（い）